

公立大学法人秋田公立美術大学教員選考基準

平成25年4月1日

規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学教員の採用および昇任の手續きに関する規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第38号）第2条第2項の規定に基づき、秋田公立美術大学の教授、准教授、講師、助教および助手（以下「教員」という。）の採用および昇任に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 教員の選考は、本学が美術大学として高水準の教育や研究を目指す大学であることに鑑み、人格および見識ともに優れた者について教育業績、研究業績、学界および社会における活動等を総合的に判断して行う。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 専門分野において、特に優れた技能、知識および経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (6) 専門分野において、優れた技能、知識および経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授または准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号または第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専門分野において、技能、知識および経験のある者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者

とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

